

社会福祉法人花輪ふくし会 役員及び会計監査人及び評議員の報酬並びに
費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人花輪ふくし会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び会計監査人及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項及び支給の基準を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 会計監査人とは、定款第15条第5項に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何は問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。
2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
3 会計監査人には、定款第22条第2項の規定に基づき、監事の過半数の同意を得た上で、理事会が決議して定めた年額の報酬を支給することができる。

(年間報酬総額)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間600万円以内とする。
2 この法人の全監事の報酬総額は、年間150万円以内とする。

(会議出席報酬等)

第5条 この法人は、評議員及び役員が評議員会、理事会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償を支給する。

(評議員及び役員の業務報酬等)

第6条 この法人は、評議員及び役員が評議員会及び理事会以外の日において、その職務の執行にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支給する。

(理事長及び常務理事の報酬)

第7条 この法人は、理事長及び常務理事に対して、別表3により報酬を支給する。

(費用弁償)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 会計監査人がその職務の執行に要する、交通費等の実費相当額については、費用弁償を支給することができる。
- 3 この法人は、理事長及び常務理事に対して、通勤に要する交通費として法人職員給与規程に準じた通勤手当相当額を支給することができる。

(出張旅費)

第9条 この法人は、評議員及び役員が職務のため出張したときは、別表4により旅費を支給する。

- 2 理事長及び常務理事の出張に係る旅費は、旅費規程の定めを準用する。

(出張旅費の仮受け)

第10条 出張旅費は、出発前に予定計算額の範囲内で仮払金申請書をもって仮受けすることができる。

(出張旅費の精算)

第11条 前条の規定により出張旅費を仮受けした場合は出張終了後速やかに領収書等の証憑を添付して出張旅費を精算するものとする。

(支給方法)

第12条 理事長及び常務理事の報酬は、毎月支給する。

- 2 理事長及び常務理事以外の報酬及び第8条第3項に規定する費用弁償は、支給要件発生当該月分を翌月10日(当日が金融機関が休日の場合はその前日に繰り上げる。)に各人の指定する金融機関口座に振り込みする。ただし、会計監査人の報酬の支払時期及び方法は、会計監査人と法人との間で締結する契約に従うものとする。
- 3 報酬から源泉所得税、社会保険料等は控除して支給する。ただし会計監査人は除く。
- 4 理事長又は常務理事が任期途中で退任したときは、日割計算により退任した日までの報酬を支給する。
- 5 前項の規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
 - (1) 50円未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 50円以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(適用除外)

第13条 法人の職員を兼務する理事は、この規程は適用しない。

2 理事長及び常務理事には、第5条及び第6条の規定は適用しない。

(公表)

第14条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めることができるものとする。

附 則

1. この規程は、平成29年6月定時評議員会の議決日から施行し、平成29年4月1日から適用する。(平成29年6月23日議決)

別表 1 (第 5 条関係)

名 称	職 務	報 酬	費用弁償
理事会出席報酬等	理事	5,000 円	交通費実費
	監事	20,000 円	交通費実費
評議員会出席報酬等	評議員	20,000 円	交通費実費
	理事	5,000 円	交通費実費
	監事	5,000 円	交通費実費

※ 支給基準は職務執行日数による。

※ 交通費実費とは公共交通機関乗車運賃

※ 監事においては、評議員会と理事会が同日開催の場合は、理事会のみの報酬等を支払う。

別表 2 (第 6 条関係)

名 称	報 酬	費用弁償	備考
評議員業務報酬等(日額)	15,000 円	交通費実費	
理事業務報酬等(日額)	10,000 円	交通費実費	
監事業務報酬等(日額)	15,000 円	交通費実費	
監事監査指導報酬等(日額)	20,000 円	交通費実費	(監事会出席を含む)

※ 支給基準は職務執行日数による。

※ 交通費実費とは公共交通機関乗車運賃

別表 3 (第 7 条関係)

名 称	報 酬	備考
理事長等業務報酬等(月額)	200,000 円	非常勤
常務理事業務報酬等(月額)	250,000 円	常 勤

別表 4 (第 9 条関係)

名 称	日 当	旅 費
出張旅費	5,000 円	旅費規程を準用する

※ 支給基準は職務執行日数による。